

## 移動式クレーン運転士安全衛生教育を広島市で 開催します。



一般社団法人日本クレーン協会西中四国支部

最近、移動式クレーンを使用する作業において、運転業務の不適切が要因で重篤な労働災害が多く発生しています。

これら移動式クレーンに係る災害防止を図るためには、運転業務従事者に対する技能の向上が必要なことから、労働安全衛生法第60条の2第2項の規定に基づく「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針（安全衛生教育指針）」で、概ね5年毎に移動式クレーン運転士には安全衛生教育を実施するよう努めなければならないことが示されています。

つきましては、移動式クレーンの技術の進歩に対応した知識、また、作業環境の特殊性、災害事例等に対応した知識を得ることにより、移動式クレーン運転士の能力向上を図り、労働災害防止と安全衛生水準の向上を目的とする、標記の「移動式クレーン運転士安全衛生教育」を下記のとおり開催いたします。

また、この教育では、指針で示されたカリキュラムの「災害事例及び関係法令」に「ヒューマンエラー」の内容を追加実施し、修了者には、全国の大手建設業者等で構成する「クレーン安全協議会」の当教育の「受講済証」を、当協会の修了証と併せて交付いたしますので、対象の移動式クレーン運転士等（下記 2 受講対象者）は、この機会に是非受講いただきますようご案内申し上げます。

記

### 1 開催会場及び日時

- (1) 日時 **ホームページの日程表をご覧ください。**
- (2) 場所 **広島市西区観音新町四丁目6番22号**

**三菱重工業(株)広島製作所 構内 第一教育センター2階**

### 2 受講対象者

移動式クレーン運転士で、免許取得後概ね5年を経過した者又は本教育修了者で、前回受講後、概ね5年を経過した者並びにその他移動式クレーン運転免許取得者。  
なお、小型移動式クレーン運転技能講習修了者もご希望される場合は受講できます。

- 3 受講者定員 60名
- 4 受講料 11,365円（テキスト代及び消費税を含む）
  - ・移動式クレーン運転の安全
  - ・災害ゼロに向けて
- 5 科目・時間

科 目	時 間	備 考
最近の移動式クレーンの動向と安全装置	2.0H 9:00～11:05	昼休憩 12:00 ～12:50
移動式クレーンの取扱と保守管理	2.5H 11:10～14:35	
災害事例とヒューマンエラー及び関係法令	2.25H 14:40～17:00	

※使用テキスト

- ・当協会発行「移動式クレーン運転の安全（改訂版）」
- ・クレーン安全協議会発行「災害ゼロに向けて」

### 6 申込み方法と申込み先

- ・申込用紙（当支部ホームページに掲載）に、必要事項を記入のうえ、次へお申込みください。

〒733-0036 広島市西区観音新町1丁目20-24 リョーコー・センタービル4F  
(一社)日本クレーン協会西中四国支部 TEL:082-208-1881 FAX:082-208-1885

受講料の振込み先

**もみじ銀行 広島中央支店 普通預金 0238729**

**名 義 : シャ)ニホンクレーンキョウカイ ニシチュウシコクシブ**

なお、振込み手数料は貴社（殿）負担でお願いします。

- ・納付された受講料は、返却いたしかねますのでご了承ください。

- 7 申し込み期間は、開催日の2ヶ月前から1週間前までです。ただし申し込み期限前であっても定員60名に達した場合は、締め切ります。

### 8 その他

- (1) 受講者は、修了証貼付用写真(縦30mm×横24mm)1枚を、写真の裏側に氏名と受講番号を記入の上、受講日当日受付に提出してください。
- (2) 本講習会は、欠講はもとより、遅刻、早退すると、修了証及び受講済証は交付できませんのでご注意ください。
- (3) 受講される方は、講習日の受付で、本人確認ができる書類を提示または、提出して下さい。

以上